

韓国知的財産ニュース 2024 年 1 月後期

(No. 502)

発行年月日：2024 年 2 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律（法律第 20004 号）
- 1-2 【立法予告】特許料等の徴収規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-7 号）
- 1-3 【代案】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2126378）
- 1-4 【代案】特許法一部改正法律案（議案番号：2126379）
- 1-5 【立法予告】商標法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-21 号）
- 1-6 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-29 号）
- 1-7 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-30 号）
- 1-8 【立法予告】商標法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-31 号）
- 1-9 【立法予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-32 号）
- 1-10 【公布】行政機関所属委員会の整備に向けた半導体集積回路の配置設計に関する法律等 9 つの法律の一部改正に関する法律（法律第 20169 号）
- 1-11 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2126434）
- 1-12 【代案】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2126444）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、報奨報償対象者を対象に特許手数料を免除する
- 2-2 韓国 IT 大手ネイバーと「ネット通販の出品者向け IP 教育の協力に関する業務協約」を締結
- 2-3 特許情報検索サービス「KIPRIS」が 12 年ぶりに全面的に改編される
- 2-4 韓国特許庁、特許情報検索および電子出願の無料教育を実施
- 2-5 韓国特許庁、「IP-R&D 戦略支援事業」の一環として企業現場を訪問

- 2-6 韓国特許庁、開発途上国向け IP 教育などに活用する「知財の第一歩」を公表
- 2-7 韓国特許庁、民間主導の IP 取引の活性化を図る「2024 年度民間協力取引機関」を募集
- 2-8 特許情報の活用で国家技術力量を強化する「産業財産情報活用促進法」が国会で成立され
- 2-9 韓国特許庁、UAE 経済省に特許審査官 5 人を出向…IP 行政サービスの輸出拡大へ
- 2-10 中小ベンチャー企業部と「2024 年度再チャレンジ成功パッケージ」に参加する創業者を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、江原 2024 ユースオリンピックの開催期間中、模倣品の取り締まり実施
- 3-2 技術流出防止対策を強化した不正競争防止法の改正案が国会で成立され
- 3-3 韓国特許庁産業財産権紛争調停委員会が機能拡大へ…半導体配置設計権に関する紛争も調停する

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、融複合・新産業分野の商標出願の迅速な権利化に向け「新産業商標審査課」を新設
- 4-2 韓国特許庁、「2024 年商標・デザイン制度の動向に関する説明会」を開き

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【公布】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律（法律第 20004 号）

電子官報（2024.1.16.）

国務会議の議決された司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 1 月 16 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼行政安全部長官（法務部所管） イ・サンミン

法律第 20004 号

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号及び第 6 号中「経営事務及び木材製品の規格・品質の取締事務」をそれぞれ「経営事務、木材製品の規格・品質の取締事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第 7 号中「保護事務及び木材製品の規格・品質の取締事務」を「保護事務、木材製品の規格・品質の取締事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第 38 号の 2 中「営業秘密の取得・使用・漏洩及び意匠権・専用実施権の侵害」を「営業秘密の侵害、意匠・専用実施権及び実用新案権・専用実施権の侵害」にし、同条第 41 号中「『兵役法』で定める兵役忌避・減免を目的にした身体損傷やごまかし等の行為に対する取締事務と兵役判定検査又は身体検査の事務」を「『兵役法』第 86 条、第 87 条、第 87 条の 2 及び第 88 条第 1 項（同項第 4 号に該当する場合は除外する）に関する取締事務」にする。

第 6 条第 5 号ロ目中「事務」を「事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第 35 号中「同法律第 2 条第 1 号イ目」を「同法律第 2 条第 1 号 1 目、ロ目及びハ目」にし、同条第 3 号の 2 を次のようにし、同条第 38 号中「『兵役法』第 86 条で定める兵役忌避・減免を目的にした身体損傷やごまかしの行為に関わる犯罪と同法律第 87 条第 1 項で定める兵役判定検査又は身体検査に関わる犯罪」を「『兵役法』第 86 条、第 87 条、第 87 条の 2 及び第 88 条第 1 項（同項第 4 号に該当する場合は除外する）で定める犯罪」にする。

35 の 2. 第 5 条第 38 号の 2 で定める者の場合は次の各目の犯罪

- イ. 「特許法」で定める特許権又は専用実施権の侵害に関する犯罪
- ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 1 号リ目で定める商品形態の模倣及び第 2 条第 1 号ル目 4) で定めるデータ保護を目的にする技術的保護措置を無力化するための行為等、不正競争行為に関する犯罪
- ハ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 18 条第 1 項・第 2 項、第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 で定める営業秘密の侵害に関する犯罪とこれに関連する同法律第 19 条で定める犯罪
- ニ. 「デザイン保護法」で定める意匠権又は専用実施権の侵害に関する犯罪
- ホ. 「実用新案法」で定める実用新案権又は専用実施権の侵害に関する犯罪

附 則

この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 5 条第 38 号の 2 及び第 6 条第 35 号・第 35 号の 2 の改正規定は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

森林特別司法警察管理の指名対象者に未利用の森林バイオマスに関する取締事務に従事する公務員を追加し、特許庁の特別司法警察管理の指名対象者に実用新案権・専用実施権の侵害に対する取締事務に従事する公務員を追加し、兵務庁の特別司法警察管理の指名対象者に兵役忌避・減免を目的にする逃亡・行方不明、兵役判定検査等の不履行、兵役忌避・減免等関連情報の掲載・流通禁止違反等に対する取締事務に従事する公務員を追加する等、現行制度の運営上現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1 - 2 【立法予告】特許料等の徴収規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-7 号）

電子官報（2024.1.16.）

特許庁公告第 2024-7 号

「特許料等の徴収規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 1 月 16 日

特許庁長

「特許料等の徴収規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標法の改正により、国際商標登録出願に商標分割制度が導入されることで手数料を賦課し、特許手数料の免除対象者に報奨報償対象者（遺家族を含む）を含める目的である。

2. 主要内容

イ. 商標法の改正（第 187 条、第 200 条）により、国際商標の分割出願制度の導入による手数料の賦課

国際商標登録出願に商標分割制度が導入されることによって韓国商標法上の分割出願料を基準に国際商標分割出願に手数料を算定（案 § 11④、 § 11⑤新設）

ロ. 特許手数料の免除対象者に報勲報償対象者を含める

免除対象に報勲報償対象者（遺家族を含む）及び支援対象者（遺家族を含む）を追加し、職務遂行中、死亡・傷痍を受けた軍人・警察・消防公務員・公務員等を礼遇する（案 [別表 4] 「特許料・登録料及び手数料の免除（第 7 条第 1 項第 1 号関連）」 11 の 1 及び 11 の 2 の新設）

ハ. 制度運営上の不備改善

「2023 年 8 月 1 日、手数料の体系を見直すに当たり一部反映されなかった「特許料等の徴収規則」の一部内容の改正が必要（案 § 2①9）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 2 月 26 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：産業財産情報政策課長）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際にはその理由を明記）

ロ. 氏名（機関・団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁革新行政担当官室（〒35208）

電子郵便： csw74@korea.kr

Fax： (042) 472-3460

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁の産業財産情報政策課（電話：042-481-8336）にお問い合わせください。

1 - 3 【代案】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2126378）

議案情報システム（2024.1.24.）

議案番号：2126378

提案日：2024年1月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案	2110114	ファン・ウンハ議員	2021. 5. 14	<p>－第391回国会（常会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 9. 7.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 11. 29.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p>
	2115870	ジョン・テホ議員	2022. 6. 10	<p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 9. 1.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 11. 29.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p>
	2118959	キム・ヨンミン議員	2022. 12. 15	<p>－第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 2. 10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員（2023. 11. 29.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p>
	2118983	キム・ヨンミン議員	2022. 12. 16	<p>－第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 2. 10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員</p>

				(2023. 11. 29.) に上程、逐条審査及び議決 (代案反映廃棄)
2120741	ヤン・グミ 議員	2023. 3. 17		<ul style="list-style-type: none"> －第406回国会 (臨時会) 第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 (2023. 5. 11.) に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第410回国会 (常会) 第2次産業通商資源特許小委員 (2023. 11. 29.) に上程、逐条審査及び議決 (代案反映廃棄)
2122561	キム・ソン ウォン議員	2023. 6. 9		<ul style="list-style-type: none"> －第410回国会 (常会) 第3次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 (2023. 9. 21.) に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第410回国会 (常会) 第2次産業通商資源特許小委員 (2023. 11. 29.) に上程、逐条審査及び議決 (代案反映廃棄)
2123352	キム・ソン ウォン議員	2023. 7. 19		<ul style="list-style-type: none"> －第410回国会 (常会) 第3次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 (2023. 9. 21.) に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第410回国会 (常会) 第2次産業通商資源特許小委員 (2023. 11. 29.) に上程、逐条審査及び議決 (代案反映廃棄)
2124508	ハン・ムギ ョン議員	2023. 9. 15		<ul style="list-style-type: none"> －第410回国会 (常会) 第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 (2023. 11. 16.) に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第410回国会 (常会) 第2次産業通商資源特許小委員

				(2023. 11. 29.) に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
--	--	--	--	--------------------------------------

- イ. 第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 11. 29.）で上記8件の法律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第410回国会（常会）第13次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 11. 30.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記8件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由

他人の有名商標を無断で使用する等の不正競争行為や営業秘密を侵害する行為は、企業と製品が長い間維持してきた競争力を一瞬で喪失させる結果をもたらしかねないため、犯罪に対する強力な抑制手段と同時に効果的な被害防止手段が必要である。

しかし、現行法では技術及び営業秘密の不当な流用行為を防止するため、最大被害額の3倍以内で損害賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、大企業と紛争が発生した場合、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等により会社の運営が難しくなる場合が多く、営業秘密を毀損・滅失・変更する行為に対する処罰が十分ではないのが現状である。

また、現行法上、犯罪行為を行った法人と自然人に対する罰金刑の水準が同一であり、営業秘密侵害罪の場合、法人に対する公訴時効期間が個人行為者に比べて短いため組織的な犯罪行為を抑制することが難しいだけでなく、営業秘密侵害罪が認められたとしても侵害行為により発生した物件に対する没収規定が定められていないため、二次被害の防止にも限界があるとの指摘がある。

したがって、中小企業・スタートアップの技術資料及び営業秘密に関して不当に流用行為を行った場合、被害額の5倍以内まで損害賠償責任を賦課して注意を喚起し、技術奪取行為に対する先制的抑止及び被害救済の実効性を確保し、営業秘密を毀損・滅失・変更する行為に対する刑事処罰を強化する目的である。

加えて、不正競争行為犯罪や営業秘密侵害罪に対する法人の罰金刑を個人行為者に比べ3倍に引き上げ、営業秘密侵害罪に関する法人の公訴時効期間を個人行為者と同一に改め、組織的な犯罪行為を抑制する一方、営業秘密侵害行為により発生した物件に対する没収規定を定めることで二次被害を予防する目的である。

その他不正競争行為を起こした者に対する特許庁長からの是正命令制度を導入し、行政調査資料の閲覧・コピーの要求及び裁判所へ行政調査記録の送付等、現行制度の運営上現

れた一部の不備を改善・補完する目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. この法律の保護対象である「データ」の概念で「秘密として管理されていない」を「営業秘密を除外するものとして」に改める（案第2条第1号ル目）。
- ロ. 当事者が特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に対し不正競争行為の確認を目的に行政調査に関連する資料（営業秘密及び非公開資料を除外する）の閲覧及びコピーを要求できる根拠を設ける（案第7条の2の新設）。
- ハ. 不正競争行為を行った者に対する特許庁長からの是正命令制度を導入し、これを履行しなかった場合には違反行為の内容等を公表でき、また、是正命令を履行しなかった場合には罰金を賦課する（案第8条第1項及び第20条第1項第1号の2の新設等）。
- ニ. 誰に対しても正当な権限なく又は許容された権限を越えて他人の営業秘密を毀損・滅失・変更することを禁じ、不正な利益を得たか営業秘密の保有者に損害を与える目的に第9条の8を違反して他人の営業秘密を毀損、滅失、変更した者は10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金を科す（案第9条の8及び第18条第3項の新設）。
- ホ. アイデアの奪取及び営業秘密の侵害行為が故意によるものだと認められた場合に賦課する懲罰的損害賠償額の限度を現行の損害額の3倍から5倍に引き上げる（案第14条の2の第6項）。
- ヘ. 不正競争行為等の禁止又は予防請求が提訴された場合、裁判所が特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に対し行政調査記録の送付を求めることができ、送付された調査記録に含まれている営業秘密の情報を保護できるよう、閲覧範囲及び閲覧者の制限等の手続きを規定する（案第14条の7）。
- ト. 営業秘密侵害行為又は不正競争行為を組成した物品等に対する没収の根拠を設ける（案第18条の5の新設）。
- チ. 不正競争行為の犯罪や営業秘密侵害罪に対する法人の罰金刑の上限を個人行為者の3倍に引き上げる（案第19条）。
- リ. 営業秘密侵害罪に対する法人の公訴時効期間を個人行為者と同一に10年にする（案第19条の2の新設）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号ル目中「データ（「データ」を「データ【「データ」に、「管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報をさす。以下同一である）」を「管理

されている技術上又は営業上の情報（第2号に基づく営業秘密は除外する）をさす。以下同一である】」にする。

第7条の2を次のように新設する。

第7条の2（資料閲覧の要求等）①第7条に基づく調査の両当事者又は代理人等大統領令で定める者は、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に対し第7条に基づく調査に関連する資料の閲覧又はコピーを求めることができる。この場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は次の各号のいずれかに該当する資料を除外してはこれに従うべきである。

1. 第2条第2号に基づく営業秘密
2. その他の法律に基づく非公開資料

②第1項に基づく閲覧又はコピーの手続き、方法及びその他必要な事項は大統領令で定める。

第8条第1項を第4項にし、同条に第1項を次のように新設し、同条第2項中「特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長」を「特許庁長」に、「是正勧告」を「是正勧告か是正命令を」に、「是正勧告の事実」を「是正勧告か是正命令の事実」にし、同条第3項中「第2項」を「第1項に基づく是正勧告か是正命令及び第2項」にし、同条第4項（従前の第1項）中「特許庁長、市・道知事」を「市・道知事」に、「できる」と「でき、違反行為を行った者が是正勧告を履行しなかった場合には、違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表できる」にし、同項に後段を次のように新設し、同条に第5項を次のように新設する。

①特許庁長は、第2条第1号（チ目とワ目は除外する）の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項を違反した行為があったと認められれば、その違反行為を行った者に対し30日以内の期間を定めて違反行為の中止、標識等の除去や修正、今後の再発防止、その他是正に必要な事項を勧告するか是正を命令できる。

この場合、是正勧告又は公表の手続き及び方法等に関しては第3項を準用する。

⑤市・道知事又は市長・郡守・区庁長は違反行為をした者が第4項に基づく是正勧告を履行しなかった場合には、第1項に基づく是正命令を下すよう求めることができる。

第9条中「是正勧告」を「是正勧告、是正命令」にする。

第9条の8を次のように新設する。

第9条の8（営業秘密の毀損等の禁止）誰であっても正当な権限なく又は許容された権限を越えて他人の営業秘密を毀損・密室・変更してはならない。

第14条の2第6項中「3倍」を「5倍」にする。

第14条の4第1項第1号中「証拠に営業秘密が含まれているということ」を「証拠又は第14条の7に基づき送付された調査記録に営業秘密が含まれているということ」にする。

第14条の7を次のようにする。

第14条の7（記録の送付等）①裁判所は次の各号のいずれかに該当する訴訟が提起された場合として必要だと認める場合には、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に

対し第7条に基づく不正競争行為等の調査記録（事件関係者、参考人又は鑑定人に対する審問調書及び速記録、その他裁判所上証拠となる一切のものを含む）の送付を求めることができる。この場合、調査記録の送付を求められた特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は正当な理由がなければこれに従わなければならない。

1. 第4条に基づく不正競争行為等の禁止又は予防請求の訴訟

2. 第5条に基づく損害賠償請求の訴訟

②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項に基づき裁判所に調査記録を送付する場合、当該の調査記録に関する当事者（以下、「調査記録当事者」とする）の氏名、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、その他裁判所が第5項に基づく告知をする上で必要な情報を併せて提供すべきである。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項に基づき裁判所に調査記録を送付した場合には、調査記録当事者に対し裁判所の要求により調査記録を送付した事実及び送付した調査記録の目録を通知すべきである。

④調査記録当事者又はその代理人は、第1項に基づき送付された調査記録に営業秘密が含まれている場合には、裁判所に閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる。この場合、裁判所は記録送付の要求の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定できる。

⑤裁判所は、第4項に基づき調査記録当事者又はその代理人が閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請する前に、相手側の当事者又はその代理人から第1項に基づき送付された調査記録に対する閲覧・コピーの申請を受けた場合には、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が第2項に基づき特定した調査記録当事者に対し相手側の当事者又はその代理人による閲覧・コピーの申請の事実及び第4項に基づき閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる旨を告知すべきである。この場合、裁判所は調査記録当事者が閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる期間を定めることができる。

⑥裁判所は第5項の後段の期間には第1項に基づき送付された調査記録を他の者が閲覧・コピーできるようにしてはいけない。

⑦第5項に基づく告知を受けた調査記録当事者が同項後段の期間に第4項に基づく申請をしなかった場合、裁判所は第5項の本文に基づく相手側の当事者又はその代理人による閲覧・コピーの申請を認めることができる。

⑧第1項、第2項及び第4項から第7項までに基づく手続き、方法及びその他必要な事項は最高裁の規則で定める。

第15条第2項中「第3条から第6条まで及び第18条第3項と」を「第3条、第3条の2、第3条の3、第4条から第7条まで、第7条の2、第8条、第18条第4項及び第20条と」にする。

第18条第3項から第5項までをそれぞれ第4項から第6項までにし、同条に第3項を次のように新設する。

③不正な利益を得たか営業秘密の保有者に損害を与える目的で第9条の8を違反して他

人の営業秘密を毀損・滅失・変更した者は10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金に科す。

第18条の5を次のように新設する。

第18条の5（没収）第18条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する行為を組成した物件又はその行為から発生した物件は没収する。

第19条中「第4項」を「第5項」に、「法人又は個人に対しても」を「法人に対しては当該の条文で定められた罰金刑の3倍以下の罰金刑を、その個人に対しては」にする。

第19条の2を次のように新設する。

第19条の2（公訴時効に関する特例）第19条に基づく行為者が第18条第1項又は同条第2項の適用を受ける場合には第19条に基づく法人に対する公訴時効は10年が経過すれば完成する。

第20条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第8条第1項に基づく是正命令を正当な事由なしに履行しなかった者

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償責任に関する適用例）第14条の2第6項の改正規定はこの法律の施行以降発生する違反行為から適用する。

第3条（没収に関する適用例）第18条の5の改正規定はこの法律の施行以降発生した犯罪行為から適用する。

第4条（公訴時効に関する経過措置）この法律の施行以前に犯した罪に対しては第19条の2の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

1-4 【代案】特許法一部改正法律案（議案番号：2126379）

議案情報システム（2024.1.24.）

議案番号：2126379

提案日：2024年1月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
特許法の一部改正法律案	2122562	キム・ソン ウォン議員	2023. 6. 9	一第410回国会（常会）第3次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 9. 21.）に上程後、提

				案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員（2023. 11. 29.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2125085	イ・ヨンビン議員	2023. 10. 10	－第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 11. 29.）に上程後、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

イ. 第410回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 11. 29.）で上記2件の法律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。

ロ. 第410回国会（常会）第13次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 11. 30.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由及び主要内容

現行法では、故意又は過失により特許権・専用実施権を侵害した者に対して損害賠償を請求できるように定めており、裁判所では侵害行為の故意性が認められた場合には損害として認められた金額の3倍を超えない範囲でその賠償額を定めている。

中小企業の技術保護水準の実態調査（2017年～2021年）によると、中小企業の技術及び営業秘密侵害による被害規模が2,800億ウォンに達する等、大企業の技術盗用等による中小企業・スタートアップの被害が相次いでいる。さらに、大企業と紛争が発生した際は、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等により会社の運営が難しくなる場合が少なくないのが現状である。

したがって、他人の特許権又は専用実施権を侵害した行為が故意によるものと認められた場合に賦課する懲罰的損害賠償額の限度を現行の損害額の3倍から5倍に引き上げて注意を喚起し、技術奪取行為に対する先制的抑止及び被害救済の実効性を確保する目的である（案第128条第8項）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。
第128条第8項中「3倍」を「5倍」にする。

附 則

第1条（施行日） この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。
第2条（損害賠償責任に関する適用例） 第128条第8項の改正規定はこの法律の施行以降発生する違反行為から適用する。

1-5 【立法予告】 商標法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-21号）

電子官報（2024.1.25.）

特許庁公告第2024-21号

「商標法の施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年1月25日

特許庁長

「商標法の施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

「商標法」の改正（法律第19809号、2023年10月31日公布、2024年5月1日施行）により、国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割が可能になったため、これについての手続きと書式を新設し、その他の用語の整備事項を反映する目的である。

2. 主要内容

イ. 商標権の存続期間更新登録申請に関する用語の整備（案第59条）

「商標権の存続期間更新登録申請を行う者」を「商標権の存続期間更新登録申請を行う商標権者」に改めて明確にする。

- ロ. 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割手続きの導入（案第 87 条の 3、第 87 条の 4、別紙書式第 43 号、第 44 号）
 - 1) 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割申請のための手続きを新設する（案第 87 条の 3 及び第 87 条の 4）
 - 2) 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割申請のための書式を新設する（案第 87 条の 3）
- ハ. 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割申請のための補正手続きを設ける（案第 88 条の 2）
- ニ. 商標共存同意の内容を証明できる書類を既存の書式に添付して提出できるようにする（別紙書式第 2 号、第 3 号、第 5 号）

3. 意見提出

商標法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2024 年 3 月 9 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項についての項目別の意見（賛成又は反対の意見とその理由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1306 号特許庁商標審査政策課（〒35208）
電子郵便：mildtiger@korea.kr
Fax：(042) 472-3468

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁の商標審査政策課（電話：042-481-5377）にお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター (<http://www.lawmaking.go.kr>) の「参加の広場＞統合立法予告」と、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「冊子/統計＞法令および条約＞立法予告」にて確認できます。

1 - 6 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-29 号）

電子官報（2024.1.29.）

特許庁公告第 2024-29 号

「特許法施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 1 月 29 日

特許庁長

「特許法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許審判において審判請求職権補正制度及び審判参考人制度を導入する内容に特許法が改正（法律第 19714 号、2024 年 3 月 15 日施行）されるため、審判請求職権補正制度の導入により意見書に変動が生じる事項を反映し、審判参考人の選定及び遵守事項、費用等、参考人意見書の提出に必要な事項を含め、法律上の委任事項等を特許法の施行規則に反映する目的である。

2. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2024 年 3 月 11 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛成又は反対の意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許審判院審判政策課:大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 2 棟 1705 号(〒35208)

電子郵便: joongshan@korea.kr

電話番号: (042)481-5917、Fax: (042) 472-3474

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」または、特許審判院審判政策課（電話: 042-481-5917）にお問い合わせください。

特許庁公告第 2024-30 号

「実用新案法施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 1 月 29 日

特許庁長

「実用新案法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許審判において審判請求職権補正制度、審判参考人制度を導入する規定（法律第 19712 号、2024 年 3 月 15 日施行）を新設し、「実用新案法」第 33 条で「特許法」を準用する方式で実用新案法においても審判請求職権補正制度と審判参考人制度を導入したことがあり、
審判請求職権補正制度及び審判参考人制度により新設される特許法施行規則の第 64 条の 2 から第 64 条の 4 を実用新案法施行規則に準用する目的である。

2. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2024 年 3 月 11 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛成又は反対の意見とその理由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許審判院審判政策課: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 2 棟 1705 号 (〒35208)

電子郵便: joongshan@korea.kr

電話番号: (042)481-5917、Fax: (042) 472-3474

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」または、特許審判院審判政策課 (電話：042-481-5917) にお問い合わせください。

1-8 【立法予告】 商標法施行規則の一部改正令案 (特許庁公告第 2024-31 号)

電子官報 (2024. 1. 29.)

特許庁公告第 2024-31 号

「商標法施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 1 月 29 日

特許庁長

「商標法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

商標審判において審判請求職権補正制度及び審判参考人制度を導入する内容に商標法が改正 (法律第 19711 号、2024 年 3 月 15 日施行) されるため、審判参考人の選定及び遵守事項、費用等、参考人意見書の提出に必要な事項を含め、法律上の委任事項等を商標法の施行規則に反映し、審判請求職権補正制度の導入により意見書に変動が生じる事項を反映する目的である。

2. 意見提出

商標法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2024 年 3 月 11 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見 (賛成又は反対の意見とその理由)
- ロ. 氏名 (法人、団体の場合はその名称と代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許審判院審判政策課: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 2 棟 1705 号 (〒35208)

電子郵便: joongshan@korea.kr

電話番号: (042) 481-5917、Fax: (042) 472-3474

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」または、特許審判院審判政策課（電話：042-481-5917）にお問い合わせください。

1-9 【立法予告】デザイン保護法施行規則の一部改正令案(特許庁公告第 2024-32 号)

電子官報 (2024. 1. 29.)

特許庁公告第 2024-32 号

「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 1 月 29 日

特許庁長

「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

意匠審判において審判請求職権補正制度及び審判参考人制度を導入する内容にデザイン保護法が改正（法律第 19710 号、2024 年 3 月 15 日施行）されるため、審判参考人の選定及び遵守事項、費用等、参考人意見書の提出に必要な事項を含め、法律上の委任事項等をデザイン保護法の施行規則に反映し、審判請求職権補正制度の導入により意見書に変動が生じる事項を反映する目的である。

2. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2024 年 3 月 11 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛成又は反対の意見とその理由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許審判院審判政策課: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 2 棟 1705 号 (〒35208)

電子郵便: joongshan@korea.kr

電話番号：(042)481-5917、Fax：(042) 472-3474

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」または、特許審判院審判政策課 (電話：042-481-5917) にお問い合わせください。

1-10 【公布】行政機関所属委員会の整備に向けた半導体集積回路の配置設計に関する法律等 9 つの法律の一部改正に関する法律 (法律第 20169 号)

電子官報 (2024.1.30.)

国務会議の議決された行政機関所属委員会の整備に向けた半導体集積回路の配置設計に関する法律等 9 つの法律の一部改正に関する法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 1 月 30 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼外交部長官 チョ・テヨル

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第 20169 号

行政機関所属委員会の整備に向けた半導体集積回路の配置設計に関する法律等 9 つの法律の一部改正に関する法律

第 1 条 (「半導体集積回路の配置設計に関する法律」の改正) 半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項各号外の部分の中「第 25 条に基づく配置設計審議調停委員会」を「『発明振興法』第 41 条第 1 項に基づく産業財産権紛争調停委員会 (以下、「産業財産権紛争調停委員会」とする)」にする。

第 15 条第 1 項各号外の部分に後段を次のように新設する。

この場合、産業財産権紛争調停委員会の審議を経るべきである。

第 4 章 (第 25 条、第 25 条の 2、第 25 条の 3 及び第 26 条から第 34 条まで) を削除する。

第 44 条中「就いていた者、第 25 条第 2 項に基づく委員又は委員であった」を「就いていた」にする。

第 44 条の 2 を削除する。

第 2 条 (「発明振興法」の改正) 発明振興法の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項に第 5 号及び第 6 号をそれぞれ次のように新設する。

5. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第 2 条第 5 号に基づく配置設計権、同法律第 11 条に基づく専用利用権及び同法律第 12 条に基づく通常利用権
6. 他の法令で委員会の審議を経るべきであると定めた事項

第 43 条の 2 第 1 項に第 7 号の 2 を次のように新設する。

- 7 の 2. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第 8 条に基づく配置設計権者、同法律第 11 条第 2 項に基づく専用利用権者及び同法律第 12 条第 2 項に基づく通常利用権者

第 3 条（「発電所周辺地域の支援に関する法律」の改正）発電所周辺地域の支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のようにする。

① 次の各号の事項を審議するために産業通商資源部に周辺地域支援事業審議委員会（以下、「委員会」とする）を設ける。

1. 第 10 条に基づく支援事業（以下、「支援事業」とする）に関する重要事項
2. 他の法令で委員会の審議を経るべきであると定めた事項

第 4 条（「送・変電設備の周辺地域への補償及び支援に関する法律」の改正）送・変電設備の周辺地域の補償及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号各目外の部分のただし書の中「第 6 条に基づく周辺地域支援審議委員会」を「『発電所周辺地域の支援に関する法律』第 3 条第 1 項に基づく周辺地域支援事業審議委員会（以下、「審議委員会」とする）」にする。

第 6 条を次のようにする。

第 6 条（周辺地域の支援に関する審議）産業通商資源部長官は、送・変電設備の周辺地域への支援に関する次の各号の事項に関して審議委員会の審議を経るべきである。

1. 第 2 条第 2 号各目外の部分のただし書に基づく送・変電設備の周辺地域の範囲決定に関する事項
2. 第 7 条に基づく支援事業計画の承認に関する事項
3. 第 9 条第 3 項に基づく送・変電設備の周辺地域に対する支援事業の中止に関する事項
4. 送・変電設備の周辺地域に対する支援関連の協議及び履行促進に関する事項
5. その他送・変電設備の周辺地域に対する支援のために必要な事項として大統領令で定める事項

第 5 条（「E-ラーニング産業の発展及び E-ラーニングの活用促進に関する法律」の改正）E-ラーニング産業の発電及び E-ラーニングの活用促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項及び第 8 条をそれぞれ削除する。

第 6 条（「通商条約の締結手続き及び履行に関する法律」の改正）通商条約の締結手続き

及び履行に関する法律の一部を次のように改正する。

第 21 条を削除する。

第 7 条（「浦項地震の真相調査及び被害救済等のための特別法」の改正）浦項地震の真相調査及び被害救済等のための特別法の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「浦項地震の」を「国務総理は浦項地震の」に、「国務総理所属で」を「必要な場合」に、「設ける」を「構成・運営できる」にし、同条に第 3 項を次のように新設する。

③国務総理は審議委員会の構成目的を達成したと認める場合には、審議委員会を解散することができる。

第 8 条（「航空宇宙産業開発促進法」の改正）航空宇宙産業開発促進法の一部を次のように改正する。

第 14 条の題目「(航空宇宙産業開発政策審議会の設置)」を「(航空宇宙産業開発政策審議会)」にし、同条の題目外の部分を第 1 項に改め、第 1 項（従前の題目外の部分）中「政府の基本計画の」を「産業通商資源部長官は政府の基本計画の」に、「産業通商資源部長官所属で」を「必要な場合」に、「設ける」を「構成・運営できる」にし、同条に第 2 項を次のように新設する。

②産業通商資源部長官は審議会議の構成目的を達成したと認める場合には、審議会を解散することができる。

第 16 条第 4 項中「審議会議」を「産業通商資源部長官は審議会議」に、「設ける」を「構成・運営できる」にする。

第 9 条（「海外進出企業の国内回帰への支援に関する法律」の改正）海外進出企業の国内回帰への支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「海外進出企業の」を「産業通商資源部長官は海外進出企業の」に、「産業通商資源部に」を「必要な場合」に、「設ける」を「構成・運営できる」にし、同条第 5 項を次のように新設する。

⑤産業通商資源部長官は委員会の構成目的を達成したと認める場合には委員会を解散することができる。

附 則

第 1 条（施行日）この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（「半導体集積回路の配置設計に関する法律」の改正に関する経過措置）①従前の「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第 25 条第 2 項に基づく配置設計審議調停委員会の委員であった者の守秘義務に関しては同法律第 44 条の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

②この法律の施行前の行為に対し罰則を適用する際、従前の「半導体集積回路の配置設

計に関する法律」第 25 条第 2 項に基づく配置設計審議調停委員会の委員のうち公務員ではない者に対する公務員擬制に関しては同法律第 44 条の 2 の改正規定にもかかわらず、従前の改正に従う。

第 3 条（「送・変電設備の周辺地域への補償及び支援に関する法律」の改正に関する経過措置）この法律の施行当時、従前の「送・変電設備の周辺地域への補償及び支援に関する法律」第 6 条第 1 項に基づく周辺地域支援審議委員会に審議要請された事項は、同法律第 6 条の改正規定により「発電所周辺地域への支援に関する法律」第 3 条第 1 項の改正規定に基づく周辺市域支援事業審議委員会に審議要請されたこととみなす。

改正理由及び主要内容

行政機関所属委員会を効率的に運営するために運営実績が低調な「E-ラーニング産業の発展及びE-ラーニング活用促進に関する法律」に基づくE-ラーニング振興委員会を廃止する等の内容に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」等 9 つの法律を一括改正する。

<法制処提供>

1-11 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2126434）

議案情報システム（2024.1.31.）

議案番号：2126434

提案日：2024年1月31日

提案者：ジョン・ウンチョン議員（国民の力）外11人

提案理由

フランチャイズや創業において建築物の外装や内装（室内の設備又は装飾等）が店舗の広報と顧客獲得の重要な手段として活用されている背景から建築物と内装を保護する必要性が高まっている。

現行法では、保護対象は物品、文字体及び画像に限られているため、建築物は意匠権の保護を受けることが難しい現状である。

建築著作物は芸術的価値のある建築物を保護する物であるため、機能的・実用的建築物に対する保護には限界があり、米国、欧州、日本等先進国では既に内装の意匠について意匠権として保護している。

したがって、建築物と内装の意匠を意匠の保護対象に含めることで、建築物と内装の意匠について創作者の権利を保護し、企業と小規模事業者が建築物や内装の意匠権侵害に対し積極的に対応できるよう見直す目的である。

主要内容

- イ. 意匠の正義規定に建築物を含めることで意匠権として保護を受けるようにする（案第2条第1号）。
- ロ. 意匠の保護対象を建築物まで拡大することで建築物の建築・使用・譲渡・貸与等の行為に対しても実施行為に含める（案第2条第7号ハ目の新設）。
- ハ. 店舗、事務所、その他施設の内装を構成する物品、画像又は建築物に係る意匠は、内装全体として統一性がある際には登録を受けることができる（案第42条の2の新設）。
- ニ. 間接侵害規定上の生産の範囲に、建築物の場合は建築行為を含める（案第114条）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号の中「文字体及び画像」を「文字体、画像及び建築物」にし、同条7号にハ目を次のように新設する。

- ハ. 意匠の対象が建築物の場合、その建築物を建築・使用・譲渡・貸与するか、その建築物を譲渡又は貸与するために請約（譲渡や貸与を目的にする展示を含む。以下、同一である）する行為。（請約：契約の締結を申し入れること）

第42条の2を次のように新設する。

第42条の2（内装の意匠）店舗、事務所、その他施設の室内の設備又は装飾（以下、「室内装飾」とする）を構成する物品、画像又は建築物に係る意匠は、室内装飾の全体として統一性がある際には1意匠として登録することができる。

第114条中「生産のみに」を「生産（建築物の場合には建築をさす。以下、同一である）のみに」にする。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-12 【代案】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2126444）

議案情報システム（2024.1.31.）

議案番号：2126444

提案日：2024年1月

提案者：政務委員長

1. 代案の提案経緯

・代案に主要内容が反映され本会議に付議しない法案

連番	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過	
				上程	小委員会審査
1	2101124	ソン・カブ ソク議員	2020. 6. 29	2020. 7. 28	第382回国会（常会） 第1次法案審査第2小 委員会（2020. 9. 23） 第2次法案審査第2小 委員会（2020. 11. 25）
2	2101226	イ・ソンマ ン議員	2020. 6. 30	2020. 9. 21	第3次法案審査第2小 委員会（2020. 12. 1） 第384回国会（臨時会）
3	2102419	イ・ハクヨ ン議員	2020. 7. 27	2020. 9. 21	第1次法案審査第2小 委員会（2021. 2. 24） 第385回国会（臨時会）
4	2102758	イ・ヨンウ 議員	2020. 8. 6	小委員会に直 接回付 （2020. 9. 21）	第1次法案審査第2小 委員会（2021. 3. 18） 第400回国会（常会） 第2次法案審査第2小 委員会（2022. 11. 24） 第410回国会（常会）
5	2103727	ユン・ヨンソ ク議員	2020. 9. 10	小委員会に直 接回付 （2020. 9. 21）	第1次法案審査第2小 委員会（2023. 11. 23） 第2次法案審査第2小 委員会（2023. 12. 7）
6	2108822	キム・ヒゴン 議員	2021. 3. 16	2021. 6. 22	第391回国会（常会） 第3次法案審査第2小 委員会（2021. 11. 24） 第400回国会（常会） 第2次法案審査第2小 委員会（2022. 11. 24） 第410回国会（常会） 第1次法案審査第2小 委員会（2023. 11. 23） 第2次法案審査第2小 委員会（2023. 12. 7）

7	2118226	キム・ジョン ミン議員	2022. 11. 11	小委員会に直 接回付 (2022. 11. 23)	第400回国会（常会） 第2次法案審査第2小 委員会（2022. 11. 24） 第410回国会（常会） 第1次法案審査第2小 委員会（2023. 11. 23） 第2次法案審査第2小 委員会（2023. 12. 7）
8	2123804	キム・ヒゴン 議員	2023. 8. 14	小委員会に直 接回付 (2023. 11. 14)	第410回国会（常会） 第1次法案審査第2小 委員会（2023. 11. 23） 第2次法案審査第2小 委員会（2023. 12. 7）
9	2125638	ソン・ソクジ ユン議員	2023. 11. 28	小委員会に直 接回付 (2023. 12. 6)	第410回国会（常会） 第2次法案審査第2小 委員会（2023. 12. 7）

イ. 第410回国会（常会）第2次法案審査第2小委員会（2023. 12. 7.）は上記9件の各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。

ロ. 第411回国会（臨時会）第1次政務委員会（2023. 12. 14.）は法案審査第2小委員会で審査報告したとおり、上記9件の各法律案を本会議に付議することなく、法案審査第2小委員会が作成した代案を委員会案として提案することを議決する。

2. 代案の提案理由及び主要内容

中小企業界によると、2017年～2021年中小企業が受けた技術奪取の被害額規模が2,800億円に達する等、技術奪取による被害が相次いでいる。

現行法では、元事業者が需給事業者の技術資料を取得した後、自己又は第三者のために使用するか、第三者に提供したことで需給事業者に損害が生じた場合に、元事業者がその損害の3倍を超えない範囲で賠償責任を負うよう定めている。

しかし、損害賠償額が不十分であり、有・無形の技術、ノウハウ等の侵害について正確な損害算定が難しいため、技術奪取の被害を受けた需給事業者が正当な損害賠償を受けられない状況である。

したがって、技術流用に限って損害額の5倍まで賠償責任を負わせ、特許法で定める損害額の推定規定を「下請取引の公正化に関する法律」に導入することで、技術奪取による被害補償制度の実効性と正確性を高める目的である（案第35条、案第35条の6の新設）。

3. 付帯意見

公正取引委員会は技術流用による被害企業の被害救済のために損害額の算定が容易に行われるよう積極的に支援・努力する

法律第 号

下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引の公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第35条第2項の本文中「損害の3倍を超えない」を「損害に対し次の各号で定める」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第4条、第8条第1項、第10条、第11条第1項・第2項及び第19条を違反した場合：損害の3倍以内
2. 第12条の3第4項を違反した場合：損害の5倍以内

第35条の6を次のように新設する。

第35条の6（損害額の推定等）①元事業者が第12条の3第4項を違反したことで損害を受けた者（以下、同条で「技術流用被害事業者」とする）が第35条に基づく損害賠償を請求する場合、元事業者又は技術資料を提供された第三者が第12条の3第4項の違反行為（以下、「侵害行為」とする）に関わる目的物等を販売・提供した場合には、次の各号に該当する金額の合計額を技術流用被害事業者が受けた損害額として算定できる。

1. その目的物等の販売・提供の規模（技術流用被害事業者が当該の侵害行為外の事由により販売・提供することができなかつた事情がある場合には、当該の侵害行為外の事由により販売・提供できなかつた規模を差し引いた規模）の中、技術流用被害事業者が製造・修理・施工するか、用役遂行できる目的物等の規模から実際に販売・提供した目的物等の規模を差し引いた規模を超えない目的物等の規模を、当該の侵害行為がなかつたら技術流用被害事業者が販売・提供して得られたはずの利益
2. その目的物等の販売・提供規模の中、技術流用被害事業者が製造・修理・施工するか、用役遂行できる目的物等の規模から実際に販売・提供した目的物等の規模を差し引いた規模を超えない規模又は当該の侵害行為外の事由により販売・提供できなかつた規模がある場合、その規模に対し技術資料の使用により合理的に得られる利益額

②技術流用被害事業者が第35条に基づく損害賠償を請求する場合、元事業者又は技術資料を提供された第三者が当該の侵害行為により得た利益額を技術流用被害事業者の損害額として推定する。

③技術流用被害事業者が第35条に基づく損害賠償を請求する場合、侵害行為の対象となった技術資料の使用により合理的に得られる金額を自己の損害額として算定し損害

賠償を請求できる。

④第3項にもかかわらず、損害額が同項に基づく金額を超える場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求できる。この場合、元事業者に故意又は重大な過失がなければ、裁判所は損害賠償額を算定する際にその事実を考慮できる。

⑤裁判所は侵害行為による訴訟で損害が発生したことは認めるが、その損害額を証明するために必要な事実を証明することが当該事実の性質上、極めて難しい場合には、第1項から第4項までの規定にもかかわらず、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当な損害額を認めることができる。

附 則

第1条（施行日） この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償責任に関する適用例） 第35条の改正規定はこの法律の施行以降、最初に発生する違反行為から適用する。

第3条（損害額の推定に関する適用例） 第35条の6の改正規定はこの法律の施行以降、技術流用被害事業者が第35条に基づく損害賠償を請求する場合から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、報勲報償対象者を対象に特許手数料を免除する

韓国特許庁（2024.1.16.）

出願料、審査請求料、最初3年分の登録料を免除…報勲報償対象者の経済的負担を和らぐ

今年5月1日水曜日から国家有功者を対象とする特許など※手数料の免除が報勲報償対象者と支援対象者にも適用される。免除される手数料※※は、出願料・審査請求料・最初3年分の登録料（以下、「特許手数料」とする）であり、内容は従前の免除対象者と同一である。

※（免除）特許・実用新案・意匠権別に年間5件（商標は除く）

※※（免除条件）発明（考案・創作）者が出願人（特許権者・実用新案権者・意匠権者）と同一の場合

【特許手数料の免除対象を拡大した「特許料等の徴収規則」改正案を立法予告】

韓国特許庁は、報勲報償対象と支援対象者の崇高な犠牲に礼遇し、発明活動を促す目的に

下記の内容を盛り込んだ「特許料等の徴収規則（以下、「徴収規則」とする）」の改正案を1月16日火曜日に立法予告すると発表した。

報勲報償対象は「国家から命じられた職務遂行および教育訓練中、死亡または負傷した軍人・警察・消防・公務員」であり、支援対象者は「軍人・警察・消防官などの中で、本人による過失が競合する理由により死亡または負傷した場合、国家有功者に準ずる支援を受ける対象者」のことを指す。

※報勲報償対象 8,062名（本人 5,882名、遺族 2,180名）、支援対象者 2,826名（本人 2,245名、遺族 581名）〔出所：2023年11月時点、国家法勲部〕

【国家有功者および社会的弱者などに特許手数料の免除対象を引き続き拡大する】

特許庁は1997年に個人向け特許手数料免除制度を導入した以降、国家有功者、5.18民主有功者、軍兵士、独立有功者などに特許手数料の免除対象を拡大して支援している。

今回の徴収規則の改正案が施行されれば、国家有功者に準ずる報償を受けているが、免除対象者に含まれていなかった報勲報償対象者と支援対象者に対し従来の手数料免除対象者と同一の支援が可能になる。

※（従来の免除対象者）国家有功者、5.18民主有功者、枯葉剤後遺疑症の患者、特殊任務有功者、独立有功者、参戦有功者、医療給与受給者、障害者、6歳以上から18歳以下の者、兵役中の兵士など

そのほか、国際商標登録出願の商標分割出願制度の導入による分割出願料の新設の内容などが盛り込まれた今回の徴収規則の改正案は、1月16日火曜日から2月26日月曜日まで立法予告期間と法制処の審査などを経て公布施行される。

詳細については特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）や国民参加立法センターウェブサイト（opinion.lawmaking.go.kr）にて確認できる。

2-2 韓国 IT 大手ネイバーと「ネット通販の出品者向け IP 教育の協力に関する業務協約」を締結

韓国特許庁（2024.1.18.）

ネット上の IP 紛争の防止や小規模事業者の権利保護に貢献する

韓国特許庁の国際知識財産研修院とネイバー教育センターは1月18日木曜日、国際知識

財産研修院（大田市所在）にて「ネット通販の出品者向け知的財産教育の協力に関する業務協約」を締結した。

今回の業務協約は、大衆向け知的財産教育を担当する国際知識財産研修院がネット通販プラットフォームと教育プラットフォームをサービスしている韓国 IT 大手ネイバーと手を組んでネット上で起こり得る知財権をめぐる紛争を防止し、小規模事業者の権利を保護するための行政活動の一環として進められた。

主な内容は、ネット通販の出品者向け教育コンテンツ制作のための情報共有、知財教育および関連イベントの運営に向けて相互協力、そのほかに知財教育に必要な取り組みの展開である。

業務協約を通じてネイバー側が保有する出品者同士で起こった知財紛争の事例と、特許庁の知財教育の資源を組み合わせ受講生のニーズに合わせた教育コンテンツを制作し、オンライン教育と対面教育を並行して行う。

オンラインコースは、今年下半期から国家知識財産教育ウェブサイト「IP-アカデミー (<https://www.ipacademy.net>) 」とネイバーの教育プラットフォーム「ネイバー・ビジネススクール (<https://bizschool.naver.com>) 」で運営され、誰もが無料で受講できる。対面教育は今年年末を予定しており、場所や日程など詳細については後日掲載される。

国際知識財産研修院長は「韓国を代表するオンラインプラットフォームであるネイバーと業務協約を締結することで大衆向け IP 教育を拡散する大事な基盤を築くことができた」とし、「今回の業務協約を通じて小規模事業者が大半を占めるネット通販の出品者を対象に中身の充実した IP 教育が行われ、販売者が権利を保護し、健全な電子商取引の秩序の確立に貢献できると思う」と述べた。

2-3 特許情報検索サービス「KIPRIS」が12年ぶりに全面的に改編される

韓国特許庁（2024.1.18.）

産業財産権の統合検索機能・レスポンスウェブデザインの採用などユーザーフレンドリーなサービスを提供

韓国特許庁は17日、特許情報検索サービスである KIPRIS (www.kipris.or.kr) を全面的に改編すると発表した。今回の改編は2012年にサービスを大きく改善した以降12年ぶりであり、さまざまな機能が追加される。

【昨年 KIPRIS での検索件数 1 億 2,000 万件、訪問回数は 4,100 万回に達し】

KIPRIS は発明のアイデアを検索するか出願する際など、特許に関する情報を無料で検索し閲覧できる特許情報検索サービスである。KIPRIS では特許、商標、意匠など特許庁が保有する 29 か国の 1 億 3,000 万件の産業財産権の情報はじめ、特許出願や審査状況などさまざまな行政サービスの進行状況を確認できる。

特許情報を活用する重要性が高まっている中、KIPRIS の利用件数も毎年増加しつつある。検索件数は 3,300 万件（2012 年）から 1 億 2,000 万件（2023 年）に上り 3.7 倍増えた。訪問回数は 1,800 万回（2012 年）から 4,100 万回（2023 年）と 2.3 倍増加している。

【産業財産権の統合検索機能・レスポンシブウェブデザインなどユーザーフレンドリーなサービスを提供】

KIPRIS は 2012 年に大規模アップデートを行った以降、一部のサービスを追加してきたが、機能が複雑で利用が難しいとの意見があった。これに対応するため「ユーザーフレンドリーでわかりやすいサービスの具現化」を目指して以下のとおり改編を行う。

①国内外の情報を一括検索できるよう産業財産権の統合検索機能を提供する。現在は、KIPRIS で国内外の情報を確認するためには特許・商標・意匠など権利別にそれぞれ検索する必要があったが、改編により一度の検索で国内外の産業財産権に関する全ての情報を迅速に確認できる。

②スマートフォン、タブレット端末などモバイル端末のユーザー数が増えている現状に合わせてレスポンシブウェブデザインを採用する。この技術が採用されれば、アクセスした端末機器の画面サイズがウェブブラウザに応じてサービスを表示できるため、さまざまな端末機器のユーザーの利便性が大幅に向上する。

③最近のデザイントレンドを反映できるようウェブページの画面構成を改善する。最近アップデートされている海外の特許検索サイトのように、ユーザーが検索・結果・詳細情報を一つのウェブページにまとめて確認できるよう改編する。

特許庁は今回の改編を行う上で、国内外の特許情報検索システムを調査・分析し、ユーザーとの懇談会・満足度調査など実施してユーザーが感じる不便さや改善点をヒアリングする。また、KIPRIS サポーターズ（キリポーターズ）の参会者を対象にリリース前に試用してもらう（ベータテスト）など、さまざまな形でユーザーからの意見を取りまとめる

サービス改編に反映する。新しいサービスは来年1月に公開される。

特許庁の産業財産情報局長は「今回の全面的な改編により、発明者、創作者などが特許情報を容易に検索できるようサポートしていく」とし、「今後も特許庁はユーザーの立場で考えてより使いやすい特許情報検索サービスを提供できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、特許情報検索および電子出願の無料教育を実施

韓国特許庁 (2024. 1. 19.)

知的財産権の出願に関する基礎から実習までさまざまなコースで学べる

韓国特許庁は1月22日月曜日から特許・商標・意匠など知的財産権の出願に必要な手続きや内容を無料で教育する①特許情報検索および電子出願の教育と②知的財産権の招待教育への参加者を募集すると述べた。

【①特許情報検索および電子出願の教育：5人以上の団体を対象に実習中心の教育を実施】

「特許情報検索および電子出願の教育」は学校、中小企業、公共機関など5人以上の団体を中心に申請機関の特性に合わせて実習を中心に行うプログラムである。知的財産権の入門、特許情報検索、電子出願など計9科目で構成され、このうち2科目を選択できる。

昨年は104の機関が申請したが、今年は大幅に増やして144の機関を対象に教育を行う計画である。

上半期の教育は6月末まで対面またはオンラインで実施する。1月22日月曜日から2月22日木曜日まで申請書を作成して電子メール(pygmalion100@kipi.or.kr)に申請できる。

【②知的財産権の招待教育：個人と5人未満の小規模企業が対象】

「知的財産の招待教育」は個人と5人未満の小規模企業を対象に行われる。特許、商標、意匠などに関する情報検索、電子出願の方法をはじめ、著作権、営業秘密保護に関する教育も実施する。

上半期の教育は2月から6月まで4回にかけて行われる。昨年まではオンラインのみとなっていたが、今年は教育の効果を高めるために対面教育も並行して実施する。

1 回目のオンライン教育は 2 月 23 日金曜日を予定している。1 月 22 日月曜日から 2 月 20 日火曜日までネイバーフォーム (<https://naver.me/52TZrHZ7>) にて申請できる。

特許庁の産業財産情報局長は「特許など知的財産権の出願に関する基礎から実習中心の教育までさまざまなコースを設けることで、発明者など出願を考えている方々の権利確保につながってほしい」とし、「今後も知的財産権を容易に確保できるようさまざまな形で支援していく」と述べた。

参加申請書のダウンロードや詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) > お知らせ、KIPRIS (www.kipris.or.kr) > お知らせ > 教育/セミナーにて確認できる。また、韓国特許情報院の出願支援教育室 (02-6915-1551) に問い合わせできる。

2-5 韓国特許庁、「IP-R&D 戦略支援事業」の一環として企業現場を訪問

韓国特許庁 (2024. 1. 22.)

特許庁の支援事業に参加した廃棄物資源選別ロボットのスタートアップを訪問

韓国特許庁は 1 月 22 日月曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環として廃棄物資源の選別ロボットを製造するスタートアップ「エイトテク」を訪問する。

今回の活動は国政課題※として進めている「IP-R&D 戦略支援事業」の成果を点検し、知的財産権に関するさまざまな悩みや意見をヒアリングして特許庁の支援施策に反映する趣旨である。

※関連国政課題：22-3 産業技術 R&D の自律性・効率性の強化

24 半導体・AI・蓄電池など未来戦略産業における突出した技術力確保

エイトテクは資源ごみを効果的に分類するロボットを開発する企業で、関連技術の特許権確保や資源ごみ選別ロボットを開発する過程で特許庁による特許基盤研究開発 (IP-R&D) 戦略支援※を受けた。

※特許基盤研究開発 (IP-R&D) 戦略支援事業：知財権戦略の専門家と知財権分析機関からなる専任チームが R&D 現場のニーズに合わせたコンサルティングを提供する

< 特許基盤研究開発 (IP-R&D) 戦略支援 >

◇ 研究開発の初期段階から世界の特許情報を分析し、①最適の R&D 方向の設定、②海外で起こり得る特許問題の解消、③空白技術分野での特許先取りなどを支援して重複投資の防止および R&D の効率化を図る

◇特許庁は今年 10 日、産・学・研を対象に参加を希望する機関を募集するなど、今年
は IP-R&D 戦略支援事業を通じて 300 億ウォン規模の予算を支援する

特許庁の産業財産政策局長は「スタートアップが強みを持つためには IP-R&D を通じて R&D
の試行錯誤を減らすことが欠かせない」とし、「今後も中小企業が抱える悩みに耳を傾け
中小企業の成長に役立つ支援事業を発掘・拡大していく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、開発途上国向け IP 教育などに活用する「知財の第一歩」を公表

韓国特許庁 (2024. 1. 29.)

韓国語版・英語版を作成し、国内外の知財教育への活用が期待される

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 1 月 31 日水曜日、開発途上国などで知的財産教育の
基本教材として活用できる「知的財産の第一歩 (Let's Start IP)」を作成したと発表
した。

この教材には、特許、商標、意匠および著作権に関する基本的かつ重要な内容が盛り込ま
れており、出願、審査、侵害判断などに関する基本知識やさまざまな事例が紹介されてい
るため、専門知識がなくても理解できるように作成された。

英語版・韓国語版の 2 種類を作成したため、韓国では韓国語版の教材を活用できる。ま
た、開発途上国など韓国と協力している国や教育機関などに教材を紹介し、必要な場合は
現地言語の翻訳版を提供する予定である。

特許庁は、知的財産教育に興味はあるものの、適切な教材がなかった開発途上国で有効に
活用されると期待している。

特許庁の国際知識財産研修長は「この教材が開発途上国で知的財産分野の従事者が知的
財産に関する知識を身に着ける手引きとなると思う。今後も世界の知的財産活性化や認
識向上を目指してさまざまな教育カリキュラムとコンテンツを制作して国際社会に寄与
できるよう最善を尽くす」と述べた。

教材の英語版は国際知識財産教育ウェブサイト (KIPOAcademy.kr) > コンテンツ > 一般か
ら、韓国語版は特許庁の国家知識財産教育ポータル (IPAcademy.net) > 顧客センター >
学習資料室から PDF ファイルでダウンロードできる (掲載開始は 1 月 31 日水曜日から)。

2-7 韓国特許庁、民間主導の IP 取引の活性化を図る「2024 年度民間協力取引機関」を募集

韓国特許庁（2024. 1. 29.）

公共の IP 専門取引機関と共同で仲介する民間機関を募集する

<知的財産取引の支援事例>

二次電池・半導体などに使われる素材メーカーの A 社は、創業初年（2019 年）に特許権を取得せず事業を始めたが、民間と公共間で知的財産取引を仲介する機関から支援を受け、保有技術に対して特許を 5 件確保して売上高が毎年 2 倍ずつ成長※している。

※A 社の売上高：（2019 年）79 億ウォン→（2020 年）139 億ウォン→（2021 年）280 億ウォン→（2022 年）550 億ウォン

52 年間医薬品の製造原料を生産している B 社は、民間と公共間で知的財産取引を仲介する機関から支援を受け、ア大学の二次電池素材のコア技術を採用して医薬品の製造原料分野から「電子素材」分野まで事業領域を拡大している。

※B 社の売上高：（2019 年）734 億ウォン→（2020 年）806 億ウォン→（2021 年）853 億ウォン→（2022 年）1,037 億ウォン

韓国特許庁は、1 月 29 日月曜日から 2 月 8 日木曜日まで知的財産（IP）取引市場の活性化に向けて韓国発明振興会所属の知的財産取引所と協力して IP 取引を共同で仲介する「民間協力取引機関」6 社を募集すると発表した。

特許庁は 2020 年度から毎年、一定の条件を満たす知的財産・技術取引機関を「民間協力取引機関」として指定し、「民間取引専門機関の育成プログラム」を支援しており、これまで 24 の機関が参加している。

「民間協力取引機関」として指定されれば、3 年間、知的財産取引専門官と共同で IP 取引・仲介の全てのプロセスを行い、取引の段階別に公共分野からさまざまな経験やノウハウを共有してもらい「民間取引専門機関の育成プログラム」の支援を受ける。

※韓国発明振興会知識財産取引所所属の IP 取引仲介専門家

※※IP 確保を希望する企業の募集→IP マッチング→仲介交渉→契約締結→事業化のフォローアップ支援

また、IP 取引の適正な仲介手数料を支払う環境を定着させるために、民間協力取引機関

には共同仲介により発生する仲介手数料の収入を寄与度によって配分する。さらに、IP取引分野で公信力のある「知識財産取引所」の商標を使用できる。また、国家知識財産取引基盤プラットフォーム（IP-Market）を通じて企業向け相談サービスと取引機関の広報活動を行う。

募集対象は IP 取引を行う環境を備えている民間の個人事業者または法人事業者であり、参加を希望する機関は 1 月 29 日月曜日から 2 月 8 日木曜日まで知的財産取引所の電子メールに (ipto@kipa.org) 申請できる。詳細については韓国発明振興会 (www.kipa.org) の知識財産取引所のお知らせ掲示板※にて確認できる。

※韓国発明振興会ウェブサイト（支援事業＞特許技術取引評価＞知識財産取引所＞お知らせ）

特許庁の産業財産政策局長は「研究開発などで創出された知的財産は市場で取引されて事業化につながってこそその価値が実現できる」と強調し、「今後、民間が主導する IP 取引市場が定着されるように政策面で積極的に支援していく」と述べた。

2-8 特許情報の活用で国家技術力量を強化する「産業財産情報活用促進法」が国会で成立され

韓国特許庁（2024. 1. 30.）

技術流出防止や R&D・産業支援に向けて特許情報を分析・提供する

韓国特許庁は、特許・商標・意匠など産業財産情報の幅広い分析および活用を柱とする「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（以下、「産業財産情報活用促進法」とする）の制定案が 30 日、国務会議で成立したと発表した。

特許庁は、最新技術、企業・研究者の情報などを含め世界の 5.8 億件の特許情報を確保しており、特許情報は研究開発（R&D）の重複防止や産業・経済・安全保障の主要課題の分析、国の政策および企業の経営戦略を立てる際に活用できる非常に重要な情報である。
※特許情報確保の推移（件）：（2020 年）4.8 億→（2022 年）5.3 億→（2023 年）5.8 億

しかし、このように膨大な特許情報を保有しているにもかかわらず、これまで活用できる法的根拠の不備により、国家戦略技術を発掘・分析するか、技術流出の防止、企業の技術開発を行う上で特許情報を積極的に活用するには困難があった。

【特許情報の戦略的分析および活用に向けた制度を設ける】

「産業財産情報活用促進法」の制定により、特許情報の戦略的分析および活用体系を構築する法的根拠を設けたことで、特許情報を活用できる範囲が大幅に広がる。

「産業財産情報活用促進法」は、①国家安全保障・技術流出防止を目的とする産業財産情報の提供、②技術・産業支援を目的とする産業財産情報の分析・活用、③特許情報に係る事業の根拠づくりなど、大きく3つに分けられる。

【技術流出防止および R&D・産業支援に向け特許情報を分析・提供する】

①国家安全保障に関わる技術の流出を防止するために、出願中の特許情報を分析・活用できる根拠を設け、分析結果を関係する国家機関に提供するなど、技術保護に向けて機関同士の協力体系を構築できる。

②R&D・産業支援のために、発明者の情報（公開情報）を含めた特許情報を収集して見直し、これを適時に加工・分析して国家レベルの R&D や技術・産業に関する戦略を立てる際に活用できる根拠を設けた。

③特許情報システム・データベースの構築および情報化事業に取り掛かる根拠を設けることで、特許情報を総合的かつ体系的に管理し活用度を高めていく。

国務会議で成立した「産業財産情報活用促進法」は2024年2月6日に公布、産業財産情報の利用・提供に関わる細部事項および国家安全保障を目的とする産業財産情報の提供内容・手続きなどに関する施行令の制定を経て、公布後6か月が経過した8月6日から施行される。

特許庁長職務代理は「今回の産業財産情報活用促進法の制定を機に、国家戦略技術などの育成と保護のために特許情報が積極活用され、特許ビッグデータを基盤に産業・経済・安全保障に関わる国政運営を支える環境につながることを期待する」と述べた。

2-9 韓国特許庁、UAE 経済省に特許審査官 5 人を出向…IP 行政サービスの輸出拡大へ

韓国特許庁（2024.1.31.）

カタール、バーレーンなど中東地域で知的財産の韓流ブームを起こす

韓国特許庁は、アラブ首長国連邦経済省（Ministry of Economy）に特許審査官 5 人を出

向（2024年1月31日）させ、アラブ首長国連邦（UAE）に出願された特許の審査業務を始めたと発表した。

【2010年にMOU締結以降、韓国特許庁の審査官14人をUAEに出向】

これまで韓国は、UAE、サウジアラビアなど中東地域の国々と知的財産分野で緊密な協力関係を築き、協力事業を進めてきた。UAEとは2010年に知的財産分野のMOUを締結し、2014年に特許分野の審査協力に関するMOUを締結して以来、これまで14人の審査官を出向させ、UAEに出願される特許の審査業務を行っている。さらに、2018年には韓国とUAE間で特許情報システムを構築するための協力事業も成功裏に進めた。

【UAEには第4次審査官出向、今回は5人…カタール・バーレーンなどとも協力へ】

今回は、去年1月韓国大統領のUAE訪問を機に締結された韓-UAEの知的財産分野の深化協力MOU締結を基に、両国間で審査分野の協力を高めるために、機械工学、有機高分子、化学工学、情報通信などさまざまな分野に特許審査官5人を出向させた。さらに、韓国特許庁はUAE経済省で今年採用予定である新規審査官向け教育・訓練カリキュラムの運営を委託され、今年上半期には推進ためのMOUを締結し、本格的に事業に取り掛かる。

カタールやバーレーンなどほかの中東地域の国々とも協力事業を進めている。カタールとは国家知的財産戦略の推進に向けて協議中であり、バーレーンとは特許審査の協力などの内容を盛り込んだMOU提携を進める計画だ。

特許庁長職務代理は「今回の特許審査官の出向は、韓国とUAE間の緊密な協力関係を基盤に実現した対中東地域外交の成果とも言え、今後、知的財産分野で韓国の輸出幅の拡大につながるきっかけになると思う」とし、「今後も特許庁は、積極的な行政活動の一環としてUAEだけではなく、カタール、バーレーンなどほかの中東地域の国々と協力を拡大して韓国の優れた知的財産システムを共有することで、中東地域で『知的財産の韓流ベルト』を構築し、韓国企業が活躍しやすい知的財産環境づくりに取り組んでいく」と述べた。

2-10 中小ベンチャー企業部と「2024年度再チャレンジ成功パッケージ」に参加する創業者を募集

韓国特許庁（2024.1.31.）

予備または3年以内の再創業者約282人を募集、最大1億ウォンのビジネス資金を支援

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部は 31 日、2 月 15 日木曜日から 29 日木曜日まで「2024 年度再チャレンジ成功パッケージ」事業に参加する（予備）再創業者を募集すると発表した。

「再チャレンジ成功パッケージ」は事業経験と優秀なアイデア（商品、アイテムなど）を保有する予備再創業者または 3 年以内の再創業者を対象にビジネス化の資金、再創業教育、相談など再創業に向けた全ての段階を一括支援する事業である。

今回の募集規模は約 282 人と、①一般課題（267 人）と②戦略課題（IP 戦略型 15 人）の 2 つのタイプがある。

①「一般課題」は、6 つの圏域別の主管機関※を通じて予備または 3 年以内の再創業者を選抜し、最大 1 億ウォン（評価を経てグループ別に支援）の資金と主管機関別の特化教育、相談プログラムなどを支援する。

※創造経済革新センター（ソウル、江原、世宗）、慶北大学、園光大学、城南産業振興院

②「戦略課題（IP 戦略型）」は、特許庁（IP-C&D 戦略支援事業）と中小ベンチャー企業部の協業事業であり、優秀な知的財産を保有する予備または 3 年以内の再創業者を選抜して知的財産の製品化およびビジネス化を同時に支援する。

※庁内外の知的財産情報を活用して革新的な製品開発に向けた新製品企画、製品高度化、デザイン改善の戦略について支援（特許庁の IP-C&D 戦略支援事業）

※※知的財産を反映した製品のプロトタイプ制作、出願料などを支援し、相談・保育スペースなどを並行して支援（中小ベンチャー企業部の再チャレンジ成功パッケージ事業）

中小ベンチャー企業部は、2015 年から現在まで「再チャレンジ成功パッケージ」を通じて 1,906 人の再創業を支える実績を達成し、支援を受けた企業は 2,262 億ウォンの累計売上高と 3,812 人の雇用創出、1,163 億ウォンの投資を誘致する成果を得た。

「再チャレンジ成功パッケージ」には、事業失敗により金融機関に対し債務不履行の状態であっても、最終選考前までに信用回復委員会を通じて債務を整理し債務整理合意書を提出すれば参加できる。

また、中小ベンチャー企業部が主催する「チャレンジ！K-スタートアップ 2023 王中王戦進出チーム」と中小ベンチャー企業振興公団が行う「誠実経営深層評価」を通過した再創業者などは「再チャレンジ成功パッケージ」の書類選考が免除される。

詳細はK-スタートアップウェブサイト（www.k-startup.go.kr）に掲載しており、参加を希望する（予備）再創業者はK-スタートアップウェブサイト（www.k-startup.go.kr）にてオンライン申請できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、江原 2024 ユースオリンピックの開催期間中、模倣品の取り締まり実施

韓国特許庁（2024.1.18.）

ネットモニタリング活動を通じて大会マスコット「ムンチョ」の模倣品流通を防ぐ

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」とする）は江原 2024 ユースオリンピックの開催期間中（1月19日～2月1日）、大会関連の模倣品の流通を防ぐためキャンペーンを実施し、販売現場で取り締まり活動を行うと発表した。

今回の取り締まりは、特許庁が昨年7月国際オリンピック委員会（IOC）からの要請を受けて江原 2024 ユースオリンピックの組織委員会（以下、「組織委員会」とする）と合意した模倣品の流通防止に向けた協力活動の一環として、これまで権利確認、ネットモニタリングなどを行ってきた。

商標警察によると、最近ネットモニタリングを実施した結果、ムンチョ※の大型造形の違法流出を試みた業者を摘発し、関連製品を廃棄した。ムンチョの造形は組織委員会から承認を受けた場所に設置されてソウル駅、仁川空港、江陵駅など人の出入りが多いさまざまなところでフォトスポットとして活用されている。

※雪玉の形を表現した江原 2024 ユースオリンピックのマスコット

とりわけ、大会の公式ライセンス商品のネット販売は組織委員会と契約を結んだオンラインプラットフォームのみできるため、大会エンブレム、マスコットのムンチョなど大会関連商品を購入する際には模倣品に注意する必要がある。

特許庁の産業財産保護協力局長は「江原 2024 ユースオリンピックは競技だけではなく、世界の青少年が集まり互いの文化に触れ合う祭りでもあるだけに、今回をきっかけに知財権を尊重する文化を伝えていきたい」とし、「大会で活躍する選手や観光客が模倣品による被害を受けることがないよう努力していく」と述べた。

江原 2024 ユースオリンピック関連の模倣品の流通に関する証拠などを持っている消費者は知識財産侵害ワンストップ申告相談センター（1666-6464）に通報できる。

3-2 技術流出防止対策を強化した不正競争防止法の改正案が国会で成立され

韓国特許庁（2024.1.26.）

損害賠償 5 倍引き上げ、法人の罰金刑 3 倍引き上げ、アイデア奪取などに対する是正命令および罰金賦課、侵害品や製造設備の没収規定などを導入

#営業秘密侵害の防止：B 社は数十年間研究開発に取り組んだ結果、特定の技術分野に強みを持つ企業になったが、最近、ライバル会社である C 社が B 社の重要人材の A 氏に転職を勧めるなど組織ぐるみで営業秘密を流出したことがわかり、刑事処罰が科された。ところが、B 社が数十年間培ってきた技術が一瞬で奪われてしまうことになったにも C 社は個人（A 氏）と同じ水準の罰金を科されるだけだった。しかし、今回の不正競争防止法の改正により、法人に対する罰金刑が個人より 3 倍引き上げられるため、今後、法人などによる組織的な営業秘密の流出行為に対し、重い処罰を科すことができる。

#アイデア奪取など不正競争行為に対する是正命令および罰金制度の導入：イ氏は A 社が主催したコンペティションに参加し事業提案書を提出したが、選ばれなかった。ところが、数日後、イ氏が提案したものとほぼ同じ内容で A 社がビジネスを展開していることがわかった。イ氏は A 社のアイデア奪取行為は不正競争防止法に違反すると特許庁に通報したが、特許庁が下す是正勧告には法的強制力がないため、A 社が是正勧告に従わなかった場合、ほかに処罰する方法がないことがわかった。しかし、今回の不正競争防止法の改正により、特許庁が不正競争行為に対し、是正命令を下すか、不履行した場合に罰金を科すことができるため、実効的な権利救済を図ることができる。

技術奪取防止に向けた強化対策が不正競争防止法に適用される。特許庁は、懲罰的損害賠償の 5 倍引き上げや法人による組織的な営業秘密流出行為に対する罰金の 3 倍引き上げ、アイデア奪取行為などの不正競争行為に対する是正命令制度を導入するなど、技術奪取防止に向けたさまざまな対策が盛り込まれた「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」）」の改正案が 25 日、国会で成立したと発表した。

世界で技術覇権争いが激化する中、韓国企業の優秀な技術に対する海外ライバル会社に

よる営業秘密流出の事件が相次いでいる。さらに、犯罪行為の手法が多様化・高度化しつつあるため、適切な対応を迫られている。

今回、成立した技術奪取防止法（以下、「不正競争防止法」）は、こうした現状を改善するため、政府と与野党が協力して立法※を進めた。韓国産業の競争力向上におけるリスクを解消し、健全な技術革新のエコシステムを実現する上で必要なさまざまな対策が盛り込まれている。

※計 10 件の法律案をキム・ソンウォン議員、キム・ヨンミ議員、ヤン・グミ議員、ジョン・テホ議員、ハン・ムギョン議員、ファン・ウナ議員がそれぞれ代表して提案

< 今回の改正案に盛り込まれた技術奪取防止対策の主要内容について >

改正事項	主要内容
① 犯罪行為に対する抑制・処罰強化	
○ 懲罰的損害賠償の強化	• 代表的な技術奪取行為である営業秘密侵害及びアイデア奪取に対し損害賠償の限度を 3 倍から 5 倍に引き上げる
○ 法人に対する罰金刑の強化	• 不正競争行為又は営業秘密侵害罪に対する法人の罰金刑を行為者の最大 3 倍に引き上げ、法人による組織的な犯罪行為を抑制する
○ 営業秘密侵害品の製造設備等の没収に関する規定の新設	• 不正競争行為又は営業秘密侵害品のみならず、製造設備まで完全に没収することで侵害物品の流通等による二次被害を事前に防止する
○ 法人に対する公訴時効の延長	• 公訴時効期間の徒過により法人は処罰を受けず、行為者のみ処罰される不合理を改善するため、営業秘密侵害罪に対する法人の公訴時効を行為者と同じ水準に延長する（5 年→10 年）
② 不法行為に対する行政的救済手段の強化	
○ 不正競争行為に関する行政調査時の是正命令、罰金賦課	• 特許庁が行政調査の遂行後、不正競争行為者に対し是正勧告のみならず、是正命令及び罰金賦課ができるよう見直す
○ 裁判所へ行政調査記録の送付手続きに関する規制の見直し	• 被害者が不正競争行為等の損害賠償訴訟において特許庁が遂行した行政調査記録を円滑に活用できるよう、営業秘密が含まれた行政調査記録も裁判所に提出できるように関連規定を見直す
○ 行政調査記録の閲覧、コピーに関する規制の新設	• 行政調査記録（営業秘密及びその他非公開資料を除く）を当事者が必要に応じて活用できるよう、特許庁長等

	に対し閲覧、コピーを要求できる規定を新設する
③保護における法律の抜け穴解消	
○営業秘密の毀損、滅失、変更行為に関する規定	•現行の不競法では処罰ができなかったハッキング等による営業秘密の毀損、滅失、変更の行為まで処罰できるよう定める（10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金）
○相当量蓄積されたデータの保護範囲の拡大	•秘密管理性の有無にかかわらず、相当量蓄積されたデータを全て保護するようデータの保護範囲を拡大する ※（保護対象）特定人との取引のために相当量蓄積されたデータ

新しい法律では、①犯罪行為に対する抑制及び処罰強化、②不法行為に対する行政的救済手段の強化および③保護における法律の抜け穴解消を柱としている。

まず、民事上の救済を強化するために、現在の不正競争防止法で導入されている懲罰的損害賠償を3倍から5倍に引き上げる。これは技術流出に対し注意を喚起し、被害救済の実効性を確保するためである。

また、法人により組織的に行われる営業秘密侵害行為を抑制するよう、法人に対する罰金刑を現行規定の最大3倍まで引き上げる。これは、営業秘密侵害犯罪の場合、法人による組織的な犯罪の割合が多いことを反映している。

<法人による営業秘密侵害行為の現況（2017年～2021年）>

区分		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全体の犯罪	検挙件数（件）	1,556,963	1,466,406	1,479,904	1,399,428	1,228,452
	検挙された法人数（社）	23,850	23,441	26,095	22,048	19,747
	法人の割合（%）	1.5	1.6	1.8	1.6	1.6
不正競争防止法に違反する犯罪	検挙件数（件）	401	540	487	592	387
	検挙された法人数（社）	136	163	204	215	113
	法人の割合（%）	33.9	30.2	41.9	36.3	29.2

さらに、営業秘密侵害だけではなくその製造設備まで没収する規定を新しく定めることで侵害品の流通による二次被害を事前に防ぐことができる。

次に、不正競争行為に対する行政救済を強化するために、アイデア奪取など不正競争行為に対し特許庁が行政調査を行った後、是正命令及び罰金賦課ができるよう規定を定める。現在は、行政調査後、是正勧告および公布のみ可能であったため、行政調査だけでは不正競争行為が相次ぐ状況を抑制することが難しい※問題を解消する目的である。

※計 15 件の是正勧告のうち 5 件（約 33%）が未履行（2023 年 12 月末時点）

また、不正競争行為の被害者が特許庁の行政調査資料を損害賠償など民事訴訟での証拠としてより円滑に活用できるよう裁判所から要請があった場合、証左記録の一切を裁判所に提供できる手続が設けられ、当事者が特許庁の行政調査記録を閲覧・コピーできるようになる。

これにより、これまで民事訴訟で行政調査の結果を活用できず、証拠確保に苦労していた被害者の利便性を向上できると思われる。

最後に、不正取得・使用・漏洩など伝統的な営業秘密侵害行為の範囲を超えるハッキングなどによる営業秘密の毀損・削除に対しても不正競争防止法による処罰が可能になる。これは最近、ハッキング被害が増えている現状※を踏まえて営業秘密に対する保護を以前より強化したことである。これにより、営業秘密を不正な目的で毀損・削除した者は 10 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金が科される。

<ここ 5 年間（2018 年～2023 年 8 月）ハッキングによる資料の流出・毀損の被害状況（警察庁の統計）>

区分		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年 8 月	合計
ハッ キン グ	資料流出 ※	114	114	130	110	103	110	681
	資料毀損	340	341	358	248	216	154	1,657

※ハッキングによる資料流出は営業秘密の不正取得に当たり、現行の規定でも処罰可能

特許庁の産業財産保護協力局長は「最近、相次ぐ営業秘密の海外流出、アイデア奪取など不正競争行為事件は、従前の制度では全て対応できない限界があった」とし、「今後も特許庁は、技術奪取、営業秘密侵害などを防ぎ、技術保護の強化に取り組む」と述べた。

アイデア奪取などの不正競争行為・営業秘密侵害などにより困難を抱えている場合は、特許庁の「知的財産侵害ワンストップ申告相談センター（www.ippolice.go.kr、電話：1666-6464）にて不正競争調査チームによる行政調査、技術・商標警察による捜査の手続きを申請できる。

3-3 韓国特許庁産業財産権紛争調停委員会が機能拡大へ…半導体配置設計権に関する紛争も調停する

韓国特許庁（2024.1.30.）

半導体配置設計権に関する紛争調停・審議に対応する内容の「発明振興法」、「半導体配置設計法」が公布され（1月30日）

産業財産の代表的な紛争調停機関である「特許庁産業財産権紛争調停委員会」の機能と役割が拡大される。韓国特許庁は、産業財産権紛争調停委員会が「半導体配置設計権※」に関する紛争まで調停できるようにする「行政機関所属委員会の整備に向けた半導体集積回路の配置設計に関する法律等9つの法律の一部改正に関する法律案」が30日公布※※されたと発表した。

※半導体配置設計：半導体の集積回路を製造するための各種の素子や導線を平面的または立体的に配置した設計

※※施行時期：公布後6か月

【「半導体配置設計権」に関する紛争も産業財産権紛争調停委員会を通じて迅速に解決】

特許庁産業財産権紛争調停委員会は、現在、産業財産をめぐる紛争を最も多く解決している代表的な紛争調停機関である。2023年には前年比2倍多い159件の紛争事件が受け付けられ※、平均66日で事件が処理されており、両当事者が調停に応じた場合はその事件の半数以上が調停成立される（調停成立率53%）など迅速かつ効率的な紛争調停機関として位置付けている。

※産業財産権紛争調停の申請件：（2022年）76→（2023年）159

今回の改正は「半導体配置設計権」に関する紛争件についても特許庁産業財産権紛争調停委員会が調停できるようにすることで※迅速かつ効率的に紛争を解決する目的である。

※産業財産権紛争調停委員会の所管業務：（従前）産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為→（法律の施行後）配置設計権を追加

【半導体配置設計の専門家を紛争調停委員として最大5名委嘱】

産業財産権紛争調停委員会は、特許分野 28 名、商標・意匠分野 19 名、営業秘密・不正競争行為など法律分野 27 名など、技術・法律に詳しい計 80 名の技術・法律の専門家で構成されている。

今回の改正により、産業財産権紛争調停委員会の機能と役割が拡大され、半導体配置設計の専門家を紛争調停委員として最大 5 名追加する計画だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正により、半導体配置設計権に関する紛争調停についても産業財産紛争調停委員会を通じて迅速に解決できると期待される」とし、「特許庁所属委員会の効率的な運営と産業財産権紛争調停委員会が持つ専門性の活用というメリットがある」と述べた。

特許・商標・意匠・実用新案権および営業秘密の侵害や不正競争行為により困難を抱えている企業・個人は、韓国知識財産保護院の産業財産権紛争調停委員会事務局ウェブサイト (www.koipa.re.kr/adr) から申請書をダウンロードできる。申請書の書き方についての質問は事務局（電話番号 1670-9779）で受け付けている。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、融複合・新産業分野の商標出願の迅速な権利化に向け「新産業商標審査課」を新設

韓国特許庁（2024. 1. 16.）

人工知能、ビッグデータなど先端産業分野の商標出願増加に対応する

韓国特許庁は、融複合・新産業分野の商標出願の迅速な権利化を図るため自律機構制度※を活用して「新産業商標審査課」を新設・運営すると発表した。

※国政課題、機関長の主要事業および緊急懸案への対応のために機関長の責任の下、部署別に機構を設置・運営する制度

新産業商標審査課は、韓国のコア産業である自動車（商品類の区分※第 07 類）、半導体、情報通信（第 09 類）、研究開発業（第 42 類）分野の商標出願のうち、複数の商品属性を持つ融複合・新産業分野※※の審査を担当する。

※商品の国際分類（NICE 分類）に基づき商品およびサービスを 45 類の区分に分類

※※自動運転（自動車、ソフトウェアおよびセンサーの融合商品）、スマートファーム（農業技術と情報通信の融合商品）など

ここ3年間(2020年～2023年)主な融複合・新産業分野の商品の商標出願件数は年平均、自動運転48.8%、人工知能39%、ビッグデータ17.7%などと大きく増加している。

しかし、これまで国際商品分類に合わせて商標審査が行われてきたため、先端融複合分野や新産業分野の商標出願の増加への対応が難しいとの指摘があった。

＜主要融複合・新産業分野商品の商標出願件数＞

(単位：件)

区分	2020年	2021年	2022年	2023年
自動運転	92	101	229	303
スマートファーム	52	70	76	78
人工知能	547	811	1,326	1,468
ビッグデータ	718	1,059	1,113	1,170

これを受けて特許庁は、この分野の商標出願に対応する専担審査課である「新産業商標審査課」を設置し、韓国企業の商標権取得までの期間を短縮し、現場審査を強化するなど積極的な行政活動を行うことで審査の一貫性と品質を高める考えである。

特許庁の商標審査政策局長は「高度化・細分化しつつある新産業分野の商標出願に対応する審査や権利化までの期間短縮を実現することで韓国企業の競争力を向上できると期待する」とし、「今後も迅速かつ正確な審査に向けて引き続き努力していく」と述べた。

4-2 韓国特許庁、「2024年商標・デザイン制度の動向に関する説明会」を開き

韓国特許庁(2024.1.25.)

商標共存同意制度や仮想環境でのサービス分類基準など新しい制度について紹介

韓国特許庁は1月25日木曜日、韓国知識財産センターの大会議室にて新しい商標・意匠制度を紹介する「2024年商標・デザイン制度の動向に関する説明会」を開くと発表した。

説明会では、商標共存同意制度や仮想環境でのサービス分類基準など①商標分野制度の改善事項と、新規性喪失の例外規定の適用拡大や優先権の主張に関する手続きの簡素化など②意匠関連制度の変化について発表される。

①商標共存同意制度(2024年5月1日施行)は、先行登録商標権者が自分の商標と同一・類似の後願出願商標の登録に同意する場合、商標登録が可能になる制度で、適用要件や取

消事由など制度の詳細について説明する。商品分類制度に関しては商品間の類似性を判断する際に用いられる分類の見直しや、仮想環境でのサービスの分類基準について紹介する。

②意匠に関しては、新規性喪失の例外規定の適用要件の緩和などデザイン保護法の改正案（2023年12月21日施行）の主な内容とこれに関わる審査基準の変化、図面関連の項目の簡素化などを柱とする施行規則の改正内容を説明する。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の説明会は、出願人の利便性と早期権利化を図るため制度を改善したことで、商標・意匠権の保護を強化する特許庁のさまざまな政策を紹介できる場になると思う」とし、「多くの出願人からの関心と参加をお願いする」と述べた。

説明会には事前登録なしに誰もが参加でき、弁理士の場合は義務教育研修の2時間を参加したこととみなす。詳細については特許庁の商標審査政策課（042-481-3316）に問い合わせできる。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム